

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年8月31日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則

(静岡市総合運動場条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第9号中「㊦」を削る。

(静岡市体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号中「㊦」を削る。

様式第8号（注）を削る。

様式第9号中「㊦」を削る。

(静岡市城北運動場条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市城北運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「㊦」を削る。

(静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則の一部改正)

第4条 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（注）を削る。

(静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

（静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正）

第6条 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

（静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部改正）

第7条 静岡市スポーツ広場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「㊟」を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第10号中「㊟」を削る。

（静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部改正）

第8条 静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削る。

（静岡市キャンプ場条例施行規則の一部改正）

第9条 静岡市キャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号備考3を削る。

（静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部改正）

第10条 静岡市清水庵原球場条例施行規則（平成17年静岡市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「㊟」を削る。

（静岡市教職員住宅管理規則の一部改正）

第11条 静岡市教職員住宅管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

（静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則の一部改正）

第12条 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則（平成24年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市教育長 様」を「(宛先) 静岡市教育長」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「静岡市教育長 様」を「(宛先) 静岡市教育長」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「静岡市教育長 様」を「(宛先) 静岡市教育長」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市適応指導教室条例施行規則の一部改正）

第13条 静岡市適応指導教室条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市特別支援教育センター条例施行規則の一部改正）

第14条 静岡市特別支援教育センター条例施行規則（平成21年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

（静岡市立高等学校学則の一部改正）

第15条 静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第10号（注）を削る。

様式第11号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市教育センター条例施行規則の一部改正)

第16条 静岡市教育センター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第2号（注）2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第3号（注）を削る。

(静岡市学生寮条例施行規則の一部改正)

第17条 静岡市学生寮条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2及び3を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2及び3を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市博物館条例施行規則の一部改正)

第18条 静岡市博物館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

(静岡市自然の家条例施行規則の一部改正)

第19条 静岡市自然の家条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第4号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第6号（裏）（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

(静岡市浜石野外センター条例施行規則の一部改正)

第20条 静岡市浜石野外センター条例施行規則（平成20年静岡市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第3号備考3を削る。

(静岡市博物館の登録に関する規則の一部改正)

第21条 静岡市博物館の登録に関する規則（平成27年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

様式第 3 号、様式第 6 号及び様式第 8 号中「㊟」を削る。

(静岡市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第22条 静岡市文化財保護条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（注）を削る。

様式第 3 号（注）を削る。

様式第 5 号（注）を削る。

様式第14号（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注） とする。

(静岡市文化財資料館条例施行規則の一部改正)

第23条 静岡市文化財資料館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号（注） 1 を削り、同（注） 2 を同（注） とする。

様式第 5 号（注） 1 を削り、同（注） 2 を同（注） とする。

様式第 7 号（注）を削る。

様式第 8 号（注）を削る。

様式第 9 号（注）を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。